

# 味の素東海工場OB会会則

平成4年4月1日 施行

## 第1条 名称及び所在地

本会は「味の素東海工場OB会」と称し、所在地を味の素労働組合東海支部に置くものとする。

## 第2条 構成及び目的

本会は、味の素東海工場の退職者（三重県在住を原則）をもって構成し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 入会及び退会

入会及び退会は、本人の意志により自由とする。但し、会長にその旨申請し了解を得るものとする。

## 第4条 役員

本会を運営するため、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
会計	1名	幹事	3名

## 第5条 役員任期

- 1、役員任期は、1年とし、総会で会員の中より互選にて選出する。
- 2、本会は会員の1/2以上の同意をもって成立する。

## 第6条 会費

- 1、本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 2、本会を運営するため、年額3,000円を総会時に徴収する。会費は会の運営費とし。その他臨時の会合親睦旅行については、別途徴収（実費）とする。
- 3、収支決算は、毎年総会にて報告する。

## 第7条 慶弔規定

慶弔規定については、（本人）20,000円、（妻）、10,000円とする。

## 第8条 東海支部（組合）の役割

「味の素東海工場OB会」は、役員を中心にすべての行事を自主的、主体的に行い、東海支部（組合）は、支援的役割とする。

東海支部内 窓口 TEL 0593-46-0147